

## 道路法第37条第1項に基づく占用を制限する道路の区域及び制限開始日

管轄事務所	道路の種類	路線名	占用を制限する区域	制限開始の期日	備考
滋賀国道事務所	一般国道	1号	自) 亀山市関町坂下字鈴鹿山地先 至) 大津市横木一丁目字南上ヶ田地先	平成28年4月1日	
滋賀国道事務所	一般国道	8号	自) 長浜市西浅井町沓掛字本茶屋地先 至) 栗東市手原七丁目地先	平成28年4月1日	
滋賀国道事務所	一般国道	21号	自) 米原市長久寺字向山地先 至) 米原市岩脇字西浦地先	平成28年4月1日	
滋賀国道事務所	一般国道	161号	自) 高島市マキノ町野口字稲葉地先 至) 大津市横木一丁目字北上ヶ田地先	平成28年4月1日	

注) バイパス等の複線区間を含みます。複線区間については別途掲載の路線図をご覧ください。  
路線が重複する道路は上位路線で指定しています。  
占用を制限する区域の範囲は管轄事務所で確認することができます。